

税目		年度	63	平成元	3	4	5	6	7	8	9	10
県 民 税 率	個人	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%				特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 (限度額20万円)	特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 均等割標準税率 年額 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税の実施 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8,500円
	法人			法人税割 超過税率 5.8%				均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円				
	利子割	・利子等に係る道府県民税を創設 (税率) 支払いを受ける利子等の5%								懸賞金付預金等の懸賞金 にも課税		
事 業 税 率	個人	事業除主額					年 270万円					
	その他										保険業を第1種事業とした。	
人 税 率	個人	・税率の特例を設ける 租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 350万円以下の金額……………6% 年 350万円を超え年10億円以下の金額……………8% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ……………8%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)										
	その他											[普通法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超800万円以下 8.4% 年 800万円超及び清算所得 11% [特別法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超及び清算所得 7.5%
不動産取得税												
県たばこ税 (県たばこ 消費税)				・名称を道府県たばこ税に変更 ・従価割の廃止 ・従量割 1,000本につき 1,129円 (旧3級品については536円)								1,000本につき692円 〔旧3級品については〕 329円
地方消費税												(創設)消費税の25/100 〔消費税率に換算すると〕 1%に相当

年度		平成11	12	13	15	16	17
県 民 税 率	個人	恒久的減税の実施 個人住民税の所得割額の15%相当額 (限度額4万円)			配偶者特別控除の廃止 (平成17年度分以降の個人住民税について適用)	夫と生計を一にする妻に対する均等割に非課税措置廃止 (平成17年度分以降の個人住民税について適用) 老年者控除の廃止 (平成18年度分以降の個人住民税について適用)	65歳以上の者のうち前年の合所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置廃止 (平成18年度分以降の個人住民税について適用) 恒久的減税の額の引き下げ 個人住民税の所得割額の7.5%相当額 (限度額2万円)
	法人						
	利子割						
	配当割				特定配当等に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率5% (H20.3.31までは3%)		
	株 渡 式 所 得 割				特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率5%(H19.12.31までは3%)		
事 業 税	事業除主額	年 290万円					
	税率						
	その他						
法 人 税	税率	[普通法人] 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% [特別法人] 年400万円以下 5% 年400万円超及び精算所得 6.6% [収入金課税法人] 1.3% 租税特別措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年400万円以下の金額・・・・・・5% 年400万円を超え年10億円以下の金額・・・・・・6.6% 年 10億円を超える金額・・・・・・7.9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ・・・・・・6.6%(所得のうち10億円を超える金額については、7.9%)			外形標準課税に導入 対象法人 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。) 課税標準 付加価値割 各事業年度の付加価値額 資本割 各事業年度の資本等の金額 所得割 各事業年度の所得及び精算所得 税率 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 所得のうち年400万円以下の金額 3.8% 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 5.5% 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 7.2% 適応期日 平成16年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税から適用	制限税率 標準税率の1.2倍	
	その他		宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 H12.1.1～ H14.12.31の取得価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H16.6.30まで)		分割法人の分割基準を次のとおり改正する。 ・非製造業(鉄道事業・軌道事業・ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。)について課税標準の1/2を事務所数により、1/2を従業者数により関係都道府県に分割 する。 ・本社管理部門の従業者数を1/2とする措置を廃止する。	
不動産取得税					土地又は家屋の取得に係る税率等の特例 (H15.4.1～H18.3.31の取得3%)		
県たばこ税 (消費税)		1,000本につき 868円 (旧3級品については 413円) (H11.5.1)			1,000本につき 969円 (旧3級品については 461円) (H15.7.1)		
地方消費税							

税目		年度	18	19	20	21
県民税	個人	所得割 4% (平成19年度分以降の個人住民税について適用) 恒久的減税の廃止				
	法人					
	利子割					
	配当割					
	株式所得割					
事業税	事業主額					
	税率					
	その他					
	税率	法人事業税に所得割及び収入割の税率の引き下げ (地方法人特別税の創設により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用) [普通法人] [特別法人] [収入金課税法人] 年400万円以下 2.7% 年400万円以下 2.7% 0.7% 年400万円超800万円以下 4% 年400万円超及び 3.6% 年800万円超及び清算所得 5.3% 清算所得 [外形標準課税法人] 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超及び清算所得 2.9%				
その他	・土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H21.3.31まで3%) ・住宅以外の家屋 (H20.3.31まで3.5%)	・住宅以外の家屋 (H20.4.1～4%)	土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H24.3.31まで3%)			
不動産取得税						
県たばこ税 (県たばこ消費税)		1,000本につき 1,074円 (旧3級品については 511円) H18.7.1～				
地方消費税						

税目	年度	昭和29	30	32	36	37	40	41	43	44	46	48	49	50	52	53	57	58	平成元
ゴルフ場利用税 (娯楽施設としての入場税を含む)		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し、娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場50% 其他 30% 学生生徒等の運動競技の施設の利用 10% (2) 外形課税(月額)の税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円		ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% 其他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% 其他 10%	ボーリング場を法定施設とした。	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 600円 ゴルフ場所在市町村に対する交付金を6分の1とする。			ボーリング場を利用金課税から外形課税にした。 (46.7.1) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を3分の1とする。 (46.7.1)	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 800円 (48.6.1) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を2分の1とする。 (48.6.1) ゴルフ場に類する施設に対し定額課税を採用した。 1人1日 150円～300円 (48.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率を設ける。(標準税率の1.5倍) (52.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円 (58.6.1)	ゴルフ場利用税に変更(税率) 1人1日 400円～1,200円 (標準税率 800円) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を10分の7とする
	特別地方消費税 (料理飲食等消費税(遊興飲食税))		(免税点) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1泊 700円	芸者の花代 30% 花代に伴う遊興飲食 15% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿泊 1人1泊 500円 (公給領収証制度の採用)	芸者の花代 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円	・名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 1人1泊 800円		(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円 ・知事の指定を受けた店舗では、奉仕料についての税額控除の特例が認められた (41.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,200円 宿泊者の昼食 1,200円 宿泊者のその他の飲食 各 600円 (43.10.1)	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,600円 宿泊者の昼食 各 900円 食券食堂 1品価格 450円 800円 食券食堂 1品価格 400円 (44.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,800円 宿泊者の昼食 1,200円 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,000円 (46.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 2,400円 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品価格 600円 (基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,000円 (48.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,500円 (49.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食) 1人1泊 3,400円 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品価格 850円 (50.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 (52.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 2,000円 (53.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58.1.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 2,500円 (59.1.1)

年度	3	9	11	15
税目 ゴ ル フ 場 利 用 税 (娛 楽 施 設 利 用 税)				年少者等のゴルフ場の利用に対する非課税措置の創設 国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税措置の創設
特 別 地 方 消 費 税 (料 理 飲 食 等 消 費 税 (遊 興 飲 食 税)	(免 税 点) 宿泊等1人1泊につき 15,000円 飲食等1人1回につき 7,500円 ・ 食券食堂における免税点の特例の廃止 ・ 市町村交付金制度の創設 (交 付 率 1/5) ・ 外国大使等への非課税措置	市町村交付金 交付率の変更 (交 付 率 1/2)	※平成12年3月 31日税目廃止	

税目	16	19	20
鉾 区 税			
狩 猟 税 (五十四年～平成十五年は狩猟者登録税及び入猟税) (三十八年～五十三年度は狩猟免許税) (三十七年以前は狩猟者税)	狩猟者登録税、入猟税を、狩猟税に改める 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円 ② 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 11,000円 ③ 第二種銃猟免許を受ける者 5,500円 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①から③の税率の4分の1	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許とに分割する。 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割額の納付を要する者 8,200円 ② 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち地方税法第23条第1項第7号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①②の税率の4分の1	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置が創設された。 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者に係る狩猟税の税率 各税率の2分の1

年度 税目	昭和27	31	33	36	37	40	42	45	47	51	54	59	平成元	2
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 軽自動車 1,500円 	<ul style="list-style-type: none"> トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 二輪小型自動車及び軽自動車を市町村の軽自動車税とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円 	<ul style="list-style-type: none"> 小型四輪車 乗用車 自家用 1.5%以下 1.5%超 12,000円 営業用 1.5%以下 14,000円 1.5%超 16,000円 営業用 1.5%以下 6,000円 1.5%超 8,000円 バス 観光用 8,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1.5%以下 1.5%超 18,000円 バス 観光用 4,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ロータリーエンジンを搭載したもの 21,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車 ロータリーエンジンを原動機とするもの 営業用 作動室容積が0.491%で 2ロータリーのもの 7,000円 作動室容積が0.655%で 2ロータリーのもの 8,000円 自家用 作動室容積が0.491%で 2ロータリーのもの 21,000円 作動室容積が0.655%で 2ロータリーのもの 24,000円 電動機を原動機とするもの 営業用 6,000円 自家用 18,000円 トラック 電動機を原動機とするもの 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> バス 一般乗用 のもの 14,000円 その他 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3.048m以下 70,000円 3.048m超 117,000円 営業用 3.048m以下 26,000円 3.048m超 52,000円 四輪以上の 小型自動車 自家用 1.5%以下 1.5%超 27,500円 営業用 31,500円 1.5%以下 7,000円 1.5%超 8,000円 9,000円 トラック 4t超5t以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人 超 50人以下 39,000円 営業用 乗車定員30人 超 40人以下 14,000円 一般乗用 以外のもの 乗車定員40人 超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3%以下 71,000円 3%超6%以下 77,000円 6%超 129,000円 営業用 3%以下 24,000円 3%超6%以下 26,000円 6%超 52,000円 四輪以上の 小型自動車 自家用 1.5%以下 1.5%超 25,500円 1.5%以下 30,000円 1.5%超 34,500円 トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗用 以外 36,000円 三輪の小型 自動車 自家用 5,500円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3%以下 81,500円 3%超6%以下 88,500円 6%超 148,500円 営業用 3%以下 25,000円 3%超6%以下 27,500円 6%超 54,500円 四輪以上の 小型自動車 自家用 1.5%以下 1.5%超 29,500円 1.5%以下 34,500円 1.5%超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 バス 自家用 8,500円 1.5%超 9,500円 営業用 一般乗用 以外 18,500円 自家用 25,500円 バス 自家用 49,000円 営業用 一般乗用 以外 14,500円 38,000円 三輪の小型 自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円 	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車 自家用 1%以下 29,500円 1%超 1.5%以下 34,500円 1.5%超2%以下 39,500円 2%超2.5%以下 45,000円 2.5%超3%以下 51,000円 3%超3.5%以下 58,000円 3.5%超4%以下 66,500円 4%超4.5%以下 76,500円 4.5%超6%以下 88,000円 6%超 111,000円 営業用 1%以下 7,500円 1%超 1.5%以下 8,500円 1.5%超2%以下 9,500円 2%超2.5%以下 13,800円 2.5%超3%以下 15,700円 3%超3.5%以下 17,900円 3.5%超4%以下 20,500円 4%超4.5%以下 23,600円 4.5%超6%以下 27,200円 6%超 40,700円 小型自動車 で 2,000ccを超える 排気量による 税率適用の経過 措置(元年度 ～3年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼルト ラック、ディー ゼルバスにつ いての買い替 え特例の実 施 2～3年度間 税率1/1
	自動車 税										制限税率を設けた(標準税率の1.2倍) ・所有権留保付自動車は買主を所有者とみなす)			

年度 税目	4	5	6	7	14	15	16	18	20
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼルトラック、ディーゼルスバスについての買い替え特例の実施4～5年度間税率1/2 ハイブリット自動車についての軽減措置 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 営業用 7,500円 自家用 29,500円 貨客乗用車に対する加算額 営業用 3,700円 自家用 5,200円 天然ガス自動車についての軽減措置 ディーゼルトラック、ディーゼルスバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものに對する特例の非適用 	<ul style="list-style-type: none"> 54年排ガス規制適合車の買い替え特例の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット車に係る特例措置を廃止 	<p>(グリーン化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽課 軽課対象自動車を平成13年4月1日から14年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成14年度・15年度の自動車税を軽減 ・ 低公害車及び最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低燃費車: 税率を概ね50%軽減 ・ 最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低燃費車: 税率を概ね25%軽減 ・ 最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低燃費車: 税率概ね13%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ 	<p>(グリーン化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽課 軽課対象自動車を平成15年4月1日から16年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成16年度の自動車税を軽減 ・ 低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車: 税率を概ね50%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ 	<p>(グリーン化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽課 軽課対象自動車を平成16年4月1日から18年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・ 低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車: 税率を概ね50%軽減 ・ 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車: 税率を概ね25%軽減 ・ 最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車+優良低燃費車: 税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ 	<p>(グリーン化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽課 軽課対象自動車を平成18年4月1日から20年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車: 税率を概ね50%軽減 ・ 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車: 税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ 	<p>(グリーン化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽課 軽課対象自動車を平成20年4月1日から22年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・ 電気自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車: 税率を概ね50%軽減 ・ 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車: 税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ

制限税率を標準税率の1.5倍とした

年度 項目	昭和 28	29	30	31	32	34	36	昭和 39	43	44	49	51	53	54
軽油引取税				(創設) 税率 1k% 6,000円	税率 1k% 8,000円	税率 1k% 10,400円	税率 1k% 12,500円	税率 1k% 15,000円				税率 1k% 19,500円 (2年度間の暫定税率)	暫定税率を2年度間延長	税率 1k% 24,300円 暫定税率を4年度間延長
その他の税	・附加価値税の実施が、昭和29年1月1日からと延期された。	・附加価値税は廃止された。	・大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。											
自動車取得税								(創設) 昭和43年7月1日から実施税率 取得価額の3% (免税点) 取得価額10万円	(免税点) 取得価額15万円	(税率) 自家用の自動車で軽自動車以外のもの 取得価額の5% (免税点) 取得価額30万円 (昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの時限法)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	

年度 項目	55	58	60	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
軽油引取税		暫定税率を2年度間延長	暫定税率を3年度間延長	暫定税率を5年度間延長	<ul style="list-style-type: none"> 課税団体を軽油の納入地の所在の都道府県に変更 混和等の承認義務制度の創設 仮特約業者制度の創設(元.10.1) 				税率 1kg 32,100円 (平成5年12月1日から) 暫定税率を平成9年度まで延長					暫定税率を5年度間延長	
その他の税		大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額 税率 1.4%													
自動車取得税	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を3年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (5年度間延長)		(税率) ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 (H2～3年度間、1%控除) (免税点) 取得価額50万円以下 (H2～4年度間)	ABS装着規制適合車への買い替え 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラックの取得 0.3%控除	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 (H4～5年度間、1%控除) 平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成4年4月1日～平成5年9月30日 1%控除 平成5年10月1日～平成6年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車の取得 2%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長)	ABS規制適合車の取得 平成6年4月1日～平成7年8月31日 0.3%控除 メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置とする(平成9年3月31日まで) 平成6年排出ガス規制適合車の特例措置廃止 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車の特例措置の適用期限を平成9年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.4%控除とする。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成11年3月31日まで延長する。	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長)	
								平成6年排出ガス規制適合車の取得 平成5年4月1日～平成6年9月30日 1%控除 平成6年10月1日～平成7年2月28日 0.1%控除 天然ガス自動車の取得 2%控除 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車 1%控除				平成9年排出ガス規制適合車の取得 平成8年4月1日～平成9年9月30日 1%控除 平成9年10月1日～平成10年12月31日 0.1%控除	平成10年排出ガス規制適合車の取得 平成9年4月1日～平成10年9月30日 1%控除 平成10年10月1日～平成11年2月28日 0.1%控除 流通業務効率化事業用自動車の特例措置廃止	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の省令で定めるもの 2.4%控除 その他の特定自動車 2%控除 平成10年4月1日～平成12年3月31日 平成11年度排出ガス規制適合車の取得 平成10年4月1日～平成11年9月30日 1%控除 平成11年10月1日～平成12年2月29日 0.1%控除	

年度 項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
軽油引取税					暫定税率を5年度間延長					暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) [暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:1kl・15,000円]	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた
その他の税											
自動車取得税	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の省令で定めるもの 2.7%控除 その他の特定自動車 2.2%控除 平成11年4月1日～平成12年3月31日 平成12年度排出ガス規制適合車の取得 平成11年4月1日～平成12年9月30日 1%控除 平成12年10月1日～平成13年2月28日 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置について取得価額から30万円を控除する。 平成11年4月1日～平成13年3月31日 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置について 2.7%控除とする。 平成11年4月1日～平成13年3月31日	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成13年3月31日まで延長する。 平成13年度排出ガス規制適合車の取得 平成12年4月1日～平成13年9月30日 1%控除 平成13年10月1日～平成14年2月28日 0.1%控除 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を平成15年3月31日まで延長する。 平成14年4月1日～平成15年9月30日 1%控除 平成15年10月1日～平成16年2月29日 0.1%控除 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長(免税点) 取得価額50万円(5年度間延長) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 超低PM認定車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 Nox・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成14年3月2日～平成15年3月31日 2.3%控除 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.9%控除 平成17年4月1日～平成19年3月31日 1.5%控除 平成19年4月1日～平成21年3月31日 1.2%控除 平成16年度排出ガス規制適合車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成16年9月30日 1%控除	平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 ディーゼル車に限る乗用車を除く自動車 2%控除 ディーゼル車に限る乗用車 1%控除 Nox・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 2.1%控除 優良低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円控除 低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から20万円控除 優良低燃費かつ低排出ガス車(50%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から20万円控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る)のうち、乗用車を除く自動車 平成17年10月1日～平成18年3月31日 1%控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち ・平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)10%以上低減車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 ・平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	平成22年度燃費基準20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から30万円控除 平成22年度燃費基準10%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から15万円控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち ・平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)10%以上低減車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 ・平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	電気自動車に係る税率の特例措置を平成21年3月31日まで延長する。 天然ガス自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件を新たに追加した上で、平成21年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに追加した上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 12t超 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	(税率) 暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) [暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:取得価格の3%] (免税点) 取得価額50万円(10年度間延長) 平成22年度燃費基準25%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から30万円控除 平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から15万円控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 12t超 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた 低公害車・低燃費車の軽減措置の創設(平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された新車) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・ディーゼル乗用車 非課税 大型ディーゼル車 H21排出ガス規制適合かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を75%軽減 H17排出ガス基準値より10%以上NoxまたはPM低減かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を50%軽減 第1種省エネルギー自動車 税率を75%軽減 第2種省エネルギー自動車 税率を50%軽減 (平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された中古車) 電気自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車 税率から2.7%控除 プラグインハイブリッド自動車 税率から2.4%控除 ハイブリッド自動車 バス又はトラック 税率から2.7%控除 それ以外 税率から1.6%控除